

家畜排せつ物は適正に管理しましょう

家畜排せつ物の適正な処理に当たっては、家畜排せつ物法によって、管理基準が定められています。適切な処理を行い、管理しましょう。また、家畜排せつ物を肥料として、農地還元で利用する場合は、速やかに耕起するようにしましょう。

家畜排せつ物法の管理基準

- ✓ ふんなど固形状の家畜排せつ物を管理する施設は、床を污水が浸透しない材料（不浸透性材料）で造り、適当な覆いと側壁を設けましょう
- ✓ 尿、スラリーなど液状物は、不浸透性材料で造った貯蓄槽で管理しましょう
- ✓ 家畜排せつ物を管理施設で管理しましょう
- ✓ 管理施設の定期的な点検を行い、破損がある場合は、遅滞なく修繕しましょう
- ✓ 装置の維持管理を適切に行いましょう
- ✓ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法について記録を行いましょう

管理基準の内容について、詳しいことが知りたい場合は、県の畜産担当者にお問い合わせください。

岩手県農林水産部畜産課 振興・衛生担当（TEL019-629-5721）